市民参加の方法　実施結果票

市民参加の概要	茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方に関する意見交換会（3回目）		
実施年月日	令和6年６月２７日、6月２９日	実施回数	2回
対象者	市民	参加者実数	４０名
担当課	企画政策部総合政策課総合政策担当		

Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要

別紙のとおり

Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方

別紙のとおり

その他特記事項

数値等は加筆修正しています。

注）必要に応じて枠を拡げて入力してください。

※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
1	【西側区域】全般	西側区域の所有者は、神奈川県でよいか。	そのとおりです。
2		西側区域は、県有地か。	
3		砂防林は、西側区域に含まれない認識でよいか。	含みません。
4		市道1084号線以西にかつてあったゴルフ練習場の部分は、西側区域に含まれないのか。	ゴルフ練習場のあった部分は、西側区域の一部となります。
5		市道1084号線の上に建築物が建ち、市道はアンダーパスになるのか。	現行の形態のまま維持します。
6		西側区域に市道1084号線が含まれているが、市道がなくなるのか。	
7		市がゴルフ場を購入することはないか。	仮に市が土地を購入し、ゴルフ場を運営する場合、100億円を超える取得費用や、その後の維持・管理にも多額の費用が必要になることから、市の財政基盤上、大きな影響が生じ、現実的とは考えられません。現在は、土地所有者の協力もあって方向性が共有できるに至った、民間運営によるゴルフ場の継続が最善と考えています。
8	【西側区域】建築物の用途	7ページに「実際には決められた建築物用途の中で、運営事業者が事業を選択し、実施します。」とあるが、運営事業者とは現在の運営事業者を指すのか。	市が策定する「まちづくりの考え方」を踏まえ、土地所有者が公募条件等を作成します。 なお、運営事業者とは、令和7年度に土地所有者が行う公募にて、選定されるゴルフ場運営事業者を指します。
9		7ページに「実際には決められた建築物用途の中で、運営事業者が事業を選択し、実施します。」とあるが、市としての想いは。 また、土地所有者の公募条件等になるのか。	
10		事業者は、7ページに掲げる建築物用途の範囲から事業を選択し、実施していくのか。	ご意見のとおりです。
11		駐車場は今後、どうなるのか。	駐車場の有無やその大きさは、選定されるゴルフ場運営事業者が運営内容に見合うように設定することになります
12		「茅ヶ崎ゆかりの人物館」の駐車場台数が少なく、駐車できない場合はゴルフ場の駐車場を利用している。 ゴルフ場の駐車場がなくなると、同館の利用にも影響が生じる。	
13		建築物を建てるだけでは、地域住民同士、地域住民とゴルフ場運営事業者などの交流は生まれない。 大磯港で行われている「大磯市」のように、一定の空間にキッチンカーなどに出店していただき、住民同士や出店者と市民などの交流が生まれるようなビジョンがあっても良いと思う。	当該地が創る魅力のイメージとして、「開放的な雰囲気の中でペットや友人と散歩する」や「ゴルフ場の景観を眺めながら喫茶や食事を楽しむ」を挙げています。 すでに実現できていることもあれば、これからできることもあると思います。ご提案のあった住民同士や出店者と市民などの交流ができる場は、まさにその一例だと思います。 住環境の保全とのバランスを見定めながら、「まちづくりの考え方」を取りまとめてまいります。
14		7ページの当該地が創る魅力に「ゴルフ場の景観を眺めながら喫茶や食事を楽しむ」とあるが、事業者次第でその光景もなくなるのか。 地域としては、いまある状態の延長線上で魅力をつくって欲しい。	
15		ゴルフ場にはクラブハウスが必要なため、現在のクラブハウス側のみで建築物用途を緩和し、付加価値を挙げていくと認識していた。	市としては市道1084号線以西も含めてこの場所が創る魅力があり、土地利用規制が緩和されることで、地域住民の方にも魅力的な場となり、ひいてはゴルフ場の長期的な継続にもつながると考えています。 住環境の保全とのバランスを見極めながら、検討を深めてまいります。

（別紙）
※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
16	【西側区域】建築物の建築制限等	6ページの「敷地面積の最低制限　2,000㎡程度」を設定するとなると。現状より大幅に規制を緩和することになる。	敷地面積の最低制限は、現在100㎡のため、規制を強化することになります。
17		2回目の意見交換会では現在の用途地域（第一種低層住居専用地域）を維持すると説明があったが、今回の説明では2,000㎡の用途地域を変更せざるを得ないのではないか。	
18		6ページに西側区域の総敷地面積（約14,000㎡）があるが、敷地面積の最低制限2,000㎡とした場合に最大で何棟の建築物が建つのか。	敷地面積の最低制限を2000㎡程度と設定する場合、最大6棟建てることができます。なお、駐車場を確保する場合は、最大棟数がそれ以下となることが考えられます。 また、敷地面積の最低制限を100㎡→2,000㎡に強化することで建築物の棟数を抑えるとともに、集客が見込まれる建築物の用途（店舗・飲食店など）は、1棟あたりの床面積の合計に上限を設けることで過度な集客を抑制し、住環境の保全を図る考え方です。
19		「敷地面積の最低制限　2,000㎡程度」と設定した場合、駐車場を加味しなければ、西側区域には最大6棟の建築物が建つと思う。 その中で優先すべきは、建築物用途ではなく、周辺の閑静な住環境を守ることだと思う。	
20		市道1084号線の東西に「建築物が建てられる範囲」があるが、東西に1棟ずつ建つのか。	
21		8ページ（1つの建築物あたりの建築物用途の床面積上限図）は、イメージか。	ご意見のとおりです。 なお、今後策定する「まちづくりの考え方」においては、表現を工夫してまいります。
22		8ページ（1つの建築物あたりの建築物用途の床面積上限図）は、分かりにくく、誤解を招くと思う。	
23		8ページ「宿泊施設の床面積合計　小規模な居室10～20部屋程度」とあるが、このような小規模な宿泊施設を経営する事業者がいるのか。	これまでの意見交換会の中で、多くの方が来訪することへの懸念する意見をいただいているため、過度な集客にならないよう規模を抑えた形としています。 なお、選定されるゴルフ場運営事業者もしくは選定されるゴルフ場運営事業者から委託等を受けた事業者が宿泊施設も合わせて経営します。
24		この土地は我々のものでない以上、土地を売却してマンション等にされても、木を伐採されても、文句を言うことができない。そのような中で、土地所有者がゴルフ場継続を方向性として示してくれたことは運が良かったと思う。 とはいえ、西側区域については、住環境の保全のためにも一定の規制は必要と考えている。	ご意見を踏まえ、「まちづくりの考え方」を策定していきます。
25		現状をなるべく変えないためにも、市として必要な規制は行って欲しい。また、事業成立しない場合も安易に規制を緩和すべきではない。	住環境の保全に関する意見交換会でのご意見を踏まえ、土地所有者と協議し、建築物の建築制限の維持・強化の考え方をお示ししました。 これを「まちづくりの考え方」に反映させて、土地所有者がこの考え方を踏まえて、事業者募集を行います。 なお、仮に事業が成立しなかった場合は、ひとつひとつの原因を究明し、対応を考えてまいります。
26	【西側区域】通路の確保（ラチエン通り～クラブハウス）	コミュニティバスのルートであるクラブハウス～ラチエン通りの通路は、今後どうなるのか。	安全性の配慮等も検討しながら、現状を維持できるよう土地所有者に協力を求め、関係者と調整してまいります。

（別紙）

※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
27	【西側区域】ラチエン通り沿いの歩行空間の充実	ラチエン通りの幅員の狭さを理解しているか。	ラチエン通りの拡幅について市の各計画における位置付けはありませんが、今回の利活用に当たっては隣接するラチエン通りの交通対策についてこれまでの意見交換会でもご意見をいただいており、その対策として、「ラチエン通り沿いの歩行空間の充実」として県有地に歩行空間を設けることをお示ししています。
28		ラチエン通りは、幅員が狭い。鉄砲通り～西側区域の交通量が増えると危険性が高まると思うが、市としてどのような対策を考えているのか。	
29		ラチエン通り沿いに11年間居住していたが、接触や転倒事故を数度経験している。また、この間に「茅ヶ崎ゆかりの人物館」の開館や樹林が宅地化されるなど、周辺環境も変化している。 事故等の危険性があることを理解して欲しい。	
30		「ラチエン通り沿いの歩行空間の充実」について、県有地を歩行空間にするのか。	
31		６ページ「ラチエン通り沿いの歩行空間の充実」について、ラチエン通り沿いの樹木やフェンスを撤去して、歩行空間を拡げるのか。	
32		ラチエン通りには元々、拡張計画があると思う。 その場合、拡幅計画の幅員＋2m程度とするのか、現況＋2m程度とするのか。	
33		木には、吸音効果がある。もし「ラチエン通り沿いの歩行空間の充実」にあたって樹木が伐採されれば、隣接する住宅に影響が生ずると思う。	木が持つ様々な効果を認識している一方で、これまでの意見交換会では、ラチエン通りの交通対策に関するご意見を多数いただいています。双方のご意見を踏まえ、総合的に検討してまいります。
34		風が強いと、海岸から多くの飛砂がある。樹木が伐採されれば、影響が避けられないことから、「ラチエン通り沿いの歩行空間の充実」については、周辺の住民に意見を聞くなど、慎重に考えていただきたい。	
35	【西側区域】緑化率	6ページ「緑化率　20%程度以上」とあるが、当該地はすでに20%以上の緑地があると思う。 緑化率を設定することにより、逆に緑地が減少しないか。	民間ゴルフ場として存続されることにより、市街地のみどりの多くを保全することができます。 また、当該地の緑化率の最低限度を現在の基準よりも強化（15%→20%程度以上）することで、土地利用規制の一部緩和を行う中でも、みどりを安定的に確保していくことができると考えます。
36	【西側区域】防災機能の充実	近隣の住民が津波発生時に一時退避できるよう、新たに建てる建築物の屋上を開放したり、湘南海岸公園（藤沢市）内にある津波避難タワーのようなものができるとよい。	2回目の意見交換会において、「建築物が建てられる範囲」に津波一時退避場所にも活用できる建築物などの備えを充実させていくことを示しています。 この考えを「まちづくりの考え方」に反映し、土地所有者が行う事業者募集の公募条件等に提示することで、津波への対策について事業者に求めていきます。
37		自然災害が頻発している中で、津波対策は考えていないのか。	
38		津波が発生した場合、国道134号を走行中の方はどこに逃げるのか。 このような小さな建築物では到底対応できるわけがなく、もっと大きな建築物を建てるべきだと思う。	
39		津波一時退避場所に関することが2回目の意見交換会の資料に示されていたが、今回の資料には示されていない。	
40		広域避難場所への出入口について、樹木がうっそうとしていたり、鉄パイプで閉められたりしていることから、有事の際に避難できるよう、対応をお願いしたい。	ご意見として承ります。
41		西側区域の敷地面積が2,000㎡となった場合、広域避難場所として1,000人分の収容人数を確保することができるのか。	広域避難場所の収容人数は、一般的には使用可能面積÷2㎡で換算しています。 なお、事業者がどのようなプランを提案するか分かりかねることから、収容人数を明言することは困難です。
42		西側区域に建築物が建つことにより、広域避難場所の収容人数はどの程度減少するのか。	

（別紙）
※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
43	【西側区域】運営方法	西側区域でイベントを開催すると、不特定多数の方が集まったり、煩くなったりして、地域住民に迷惑が掛かる。	イベントの規模や内容等によっても、住環境に与える影響は様々であると考えています。 騒音に関する規制は、現在の基準を維持、営業時間は深夜営業を抑制する方向で土地所有者と協議を進めていまります。 また、新しい利活用がされた後も、必要に応じて今後選定されるゴルフ場運営事業者と話をしていきます。
44		犬の散歩やドッグランについて、朝から鳴き声等がうるさいという声を聞く。 令和8年度以降も続けるのであれば、位置や規模、運営方法などを考えた方がよい。	
45		どのイベントであっても、良いと思う方、迷惑に思う方がいる。 実施に際し、誰が責任をもつのか。	
46		現在の用地地域（第一種低層住居専用地域）を踏まえると、駐車場が24時間制なのはいかがか。 いつでも敷地内に出入りできるようになると、住環境にも影響が生じると思う。	
47		騒音を含め、イベントを実施する際に、誰が住環境等を意識して、内容等をコントロールするのか。	
48		他の施設でも不特定多数の方が24時間出入りすることに対する不安の声があった。 ここでも同様な声が想定されることから、そのようなことがないよう事前の検討をしていく必要がある。	
49	【西側区域】その他	ゴルフ場を長期的に継続するために、西側区域の土地利用規制を緩和することは、参加者ではなく、市の考えではなかったか。	市としての考えもありますが、意見交換会では魅力が増せば、ゴルフ場全体の長期的な継続につながるというご意見もいただいています。
50		この程度しか土地利用規制を緩和しないのか。	この土地利用規制の緩和内容は、これまでの意見交換会の中でいただいた住環境の維持・保全に対し、市として様々な方策をお示した中で、概ね了承が得られたものとなっています。 なお、この内容については、土地所有者にもご理解いただいています。
51		8ページに1棟分のイメージが示されているが、「建築物の建てられる範囲」にこのイメージが2棟建つこともある。 それがもう少しイメージができるような図にした方が、地域の理解が深まると思う。	今後策定する「まちづくりの考え方」においては、示し方を工夫します。
52		「建築物が建たない空間」の西端あたりに、みかんの木を始めとする大きな木々が何本か立っているが、6ページにはそれが反映されていない。 現況をしっかりと反映すべきである。	ご意見として承ります。
53		クラブハウスの北側に従業員の旧キャディー棟があることを認識しているか。	認識しています。
54		浜須賀に居住しており、ゴルフ場が存続されることに安心している。 一方、西側区域を不安視している方もいる。ゆったりして、のんびりして、静かな茅ヶ崎の魅力を壊す必要はないので、地域の方の意見を聞いて、満足いく結果になることを望んでいる。	ご意見として承ります。
55	【東側区域】全般	2ページ「ゴルフ場を継続」とあるが、これは決定事項か。 市としては、今後も民間ゴルフ場として維持していきたいという認識でよいか。	令和6年3月に土地所有者と市でゴルフ場を継続させる方向で進めることを確認しており、意見交換会でもこの方向性については概ねご理解をいただいたと認識しています。 今後策定する「まちづくりの考え方」においては、示し方を工夫してまいります。
56		2ページの方向性について、土地所有者も同様に考えていて、住民から大きな批判がなければ、この方針で進めると理解しています。 初めて参加した人にも分かるよう、資料の表現は工夫した方がよいと思う。	

（別紙）
※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
57	【東側区域】「※調整中」の2か所	東側区域の「※調整中」の2か所について、どのように考えているか。	現在、安全上等の理由からゴルフコースとして使用されていません。 令和8年4月以降もゴルフコースとしての利活用が難しいと土地所有者が判断した場合は、切り離して検討されるものと思います。（その場合、広域避難場所の使用可能面積に若干の影響が生ずる可能性があります。） なお、「※調整中」の2か所について、用途地域などの都市計画の変更は考えていません。
58		東側区域の「※調整中」の2か所について、広域避難場所として存続していく考えはないか。	
59		東側区域の「※調整中」の2か所について、土地所有者の意向次第で用途地域を変更するのか。 また、現在の用地地域のままでも住宅が建つ認識でよいか。	当該地は土地利用規制の緩和を検討する区域に含まれていないため、第一種低層住居専用地域として、現在のままの制限で住宅を建てることができます。
60	都市計画変更の手法等	用途地域は変更しないという認識でよいか。	都市計画変更の手法として、用途地域を変更する方法のほか、現在の用途地域（第一種低層住居専用地域）のまま、建築物用途のみを緩和する手法等もあります。 市としては、意見交換会を通じて策定する「まちづくりの考え方」を踏まえ、最適な手法を選択してまいります。
61		用途地域の緩和は、慎重に行った方がよい。 いずれゴルフ場がなくなる可能性がある中で、安易に緩和すると、閑静な住宅街が失われる。	
62		建築物の用途を緩和することは理解できるが、先々に閑静な住宅街が維持できなくなるような用途地域の変更は避けて欲しい。	
63		土地利用規制の緩和内容は理解したが、現在の用途地域（第一種低層住居専用地域）を変更するのか。	
64		7ページに記載の建築物が建てられるよう、用途地域を住居地域にする方法以外に、現在の用途地域（第一種低層住居専用地域）のまま建築物の用途だけ緩和する方法があり、どの手法を執るかは今後検討する認識でよいか。	
65		建築物用途を緩和するにあたり、どのような法的な手法を執るのか説明して欲しい。	
66		地区計画は住民と行政が対話しながら原案を作成し、審議会で諮って確定していくものと認識している。 しかしながら、西側区域には住民はいない。その場合、行政主体で地区計画を策定することは可能なのか。	可能です。 今回は、市が市民の皆様と意見交換会を通じて「まちづくりの考え方」を取りまとめ、これをもとに土地利用規制の緩和等の都市計画原案を作成していきます。
67	公募・契約	現在、土地所有者は、㈱ゴルフダイジェスト・オンライン1者と契約している認識でよいか。	ご意見のとおりです。
68		選定されたゴルフ場運営事業者は、東側区域（ゴルフコース）のみ運営するのか、西側区域も一括して運営するのか。	両区域を一括して賃貸借契約する方向であることを土地所有者から聞いています。
69		東側区域（ゴルフコース）と西側区域を一括して運営することが、公募条件に入る認識でよいか。	
70		過去に優先交渉権者となった事業者が、今回改めて応募することは可能か。	土地所有者が事業者募集を行うため、市としてはお答えしかねます。
71		一般の方を対象に、6回（第1～3回目×各2回）開催していただいた意見交換会は非常に有意義であった。 皆さんの意見を集約し、今回は事業者成立につなげて欲しい。	ご意見として承ります。

（別紙）
※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
72	事業性	クラブハウス2階のレストラン等は、現在の運営事業者がテナントとして入れて運営していると思うが、それを含めても運営事業者の経営は厳しいのか。	現在の運営事業者から経営状況等をお聞きしたことはありません。 しかしながら、平成26年に当時のゴルフ場運営事業者が経営上の理由から撤退を表明し、その後行われた事業者募集においても事業成立には至らなかったことからも、当該地でのゴルフ場運営は難しいものと認識しています。 つきましては、令和8年4月～の次期利活用おいては、西側区域周辺の住環境の保全を図りつつ、建築物用途を緩和し、事業性を確保することで、ゴルフ場の長期的な継続が図れるよう取り組んでまいります。 また、市としても土地所有者と協議を重ねていく中で、必要な支援・協力を検討していく必要があると考えています。
73		この考え方で、ゴルフ場を長期的に継続できるのか。	
74		ゴルフ場を維持できるか危惧している。 そのためにも、西側区域を市民にとって魅力的な場所とすることはもちろん、収益性を高める必要がある。	
75		何をするにしても費用は掛かるが、ゴルフ場を長期間継続できるよう総合的に考えて欲しい。	
76		現在の運営事業者の経営状況を把握しているか。	
77		運営事業者が、このような考え方を示したときにどのような反応を示すか想定していないのか。 このゴルフ場も、パブリック制に変更したことで若い人たちの利用は増えているが、会社など団体の利用が減少し、収支は厳しいのではないか。	
78		土地所有者が過去に2度、事業者募集を行ったが、いずれも事業実施には至らなかった。 ゴルフ場が維持できるよう、事業者が手を挙げやすい環境をつくる必要がある。	土地所有者が事業者募集を行うため、市としてはお答えしかねます。
79		現在の運営事業者は、どれほどの賃借料を支払っているのか。	当日の説明会では契約の詳細をお答えできませんでしたが、神奈川県に確認した結果、県有地分として、賃借料は約9,783万円／年となります。
80		どの程度の事業費が掛かるか。	選定されるゴルフ場運営事業者の提案内容によっても変わるため、お答えしかねます。
81	進め方	2回目の意見交換会では、多くの方から現状を維持して欲しいという意見があった。3回目の資料での意見の要約にはその内容が記載されていない。	3回目の意見交換会の資料には直接記載はありませんが、1～2回目の意見交換会でいただいた様々なご意見を踏まえた上での市の考え方をお示ししています。
82		今後、土地所有者が東側区域と西側区域を一括して事業者募集し、選定された事業者が西側区域にどのような機能が必要か考え、建築物を建てる。 この意見交換会は、住環境の保全のために、事業者にこれだけは守って欲しいという規制等を考える機会という認識でよいか。	ご意見のとおりです。
83		「建築物が建てられる範囲」に最大6つの建築物を建てることができるが、棟数や用途は選定された事業者が決めることであって、ここで議論しても意味がない。 この会は、事業者が事業を進めるにあたり、地域が望まない方向に行くことがないよう、規制等を意見交換していると思う。	
84		令和7年度に行う事業者募集が頓挫した場合は、どうなるか。	ゴルフ場の長期的な継続が図られるよう、意見交換会でいただいたご意見について、土地所有者と協議を重ねてまいります。 なお、仮に事業が成立しなかった場合は、ひとつひとつの原因を究明し、対応を考えてまいります。
85		事業者公募に手が挙がらなかった場合、土地所有者が土地を売却することを懸念している。	
86		事業が頓挫した際に条件をより緩和せざるを得なくなることを懸念している。	
87		「まちづくりの考え方」を踏まえた事業者募集に手が挙がらなかった場合、同考え方の見直しを行うのか。 もし見直しを行うのであれば、改めて説明会等を実施して欲しい。	

※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
88	進め方	土地所有者が行う事業者募集の前に、市が取りまとめた「まちづくりの考え方」に関する説明会等を設けることはできないか。	「まちづくりの考え方」をまとめた段階での周知、説明の方法については、ご意見を踏まえて検討します。 なお、都市計画変更の手続きにおいては、広く市民を対象にした説明会の機会設定を予定しています。
89		市として、意見交換会やパブリックコメントを経て、取りまとめた考え方を説明する機会は予定しているか。 ホームページ上には掲載されると思うが、インターネット環境がない方を含め、会を設けた方がより理解が進むと思う。	
90		「ちがさき都市マスタープラン」の改定にあたって行われた地域意見交換会は、まちぢから協議会の委員のみが対象であった。 今後、本件に係る意見交換会等を実施することがあれば、地域住民も参加できるようにして欲しい。	
91		市が、平成27年8～9月に実施した「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針素案」のパブリックコメントでは、ゴルフ場の存続を希望する意見が多かったが、土地所有者が行う事業者募集には、その意見は反映されなかった。 今回はパブリックコメントの意見をどのように反映していくのか。	パブリックコメントの実施に際しては、「広報ちがさき」をはじめとする媒体で広く周知します。 なお、パブリックコメントでは様々なご意見が寄せられると想定しており、全てのご意見に対する市の考え方をお示し（公表）します。 また、パブリックコメント後に必要な修正を行い、「まちづくりの考え方」を取りまとめ、それを踏まえ、土地所有者が事業者募集を行います。
92		パブリックコメントで提出した意見も、「まちづくりの考え方」に反映されるのか。	
93		パブリックコメントは広く市民が対象で、様々な意見が提出されると思うが、ゴルフ場周辺に居住し、直接的な影響を受ける住民の声を大切にして欲しい。	
94		パブリックコメントの実施にあたっては、平成27年度に実施した「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針素案」以上に意見を提出してもらえるよう、より一層周知した方がよい。	
95		パブリックコメントを広く周知して欲しい。	
96		インターネット環境がない方もいるので、紙媒体も用いながら広く周知して欲しい。	意見交換会の資料等は、インターネットのほか、次の公共施設で閲覧いただけます。 ・浜須賀会館 ・海岸地区コミュニティセンター ・松浪コミュニティセンター ・小和田公民館 ・茅ヶ崎公園体験学習センター（うみかぜテラス） ・市役所（総合政策課）
97		意見交換会の議事録やパブリックコメントの内容をホームページ等で公表して欲しい。	
98		土地所有者が事業者募集を行う令和7年度以降、市はどのようなかかわり方をしていくのか。	令和8年4月～以後も、建築物を建てる際の法や条例にもとづく審査や地域との課題が生じた際の対応等が求められることから、令和7年度以降も引き続きかかわりをもってまいります。
99		ゴルフ場が長期的に継続できるよう、過去の経緯も踏まえながら検討を深めた方がよい。	ご意見として承ります。
100		土地所有者である神奈川県との交渉において、市の対応が弱い。 県から用途地域の変更に関する意見があると思うが、市民の声を踏まえて反対して欲しい。	土地所有者はゴルフ場よりも収益性がある利活用の方法がある中で、今回、市の要望である「ゴルフ場の継続」を前提とする方向を示せたことは大きな成果であったと考えています。 今後も土地所有者と連携を図りながら、事業成立に向けて調整を進めてまいります。
101		これまでと同様に、市がみどりや景観を守る姿勢を示しても、事業者が既存樹木を伐採する方向性を示せば、止めることはできないと思う。	ゴルフ場（ゴルフコース）を継続するとともに、建築物を建てる際に必要な緑化率を強化することで、市街地のみどりの保全を図ります。

（別紙）
※「まちづくりの考え方」とは、「茅ヶ崎ゴルフ場区域のまちづくりの考え方」を言う。

No.	分野	Ⅰ　述べられた意見、又は提出された提案等の概要	Ⅱ　Ⅰに対する市長等の考え方
102	その他	一中通り～ラチエン通りの道路は、小学校や学童に通う子どもたちが利用している。西側区域に向かうための抜け道として使われるようになると、非常に危険である。	ご意見として承ります。
103		クラブハウス北側を東西に行き来する道路（市道1788号線）は、車の通行も、人の通行も多い。歩道を新設することはできないか。	現時点で歩道設置の予定はありません。
104		松枯れにより、過去にゴルフコース（東側区域）内の松を400本、西側区域でも何本か伐採している。 木は一本も伐採して欲しくないと考えているが、どのように考えているか。	現在の運営事業者は、この対策として薬剤注入等を行っていますが、専門家に見ていただき、被害の拡大を防ぐために残せないというものはやむを得ず伐採したと伺っています。なお、こうした運営事業者による対策の結果、伐採本数は減少しており、最近では伐採した松から、新しい松が生えてきている状況も聞いています。 今後運営していく事業者とも共有していく必要があると考えています。
105		ゴルフ場は広域避難場所に指定されているが、自治会の防災倉庫等は設置されていない。 有事の際に使用する資機材を設置するか、あるいは、どこから持ってくるか等の考えはあるか。	広域避難場所は、延焼火災時の一時的な退避場所です。火災が収まった後においても使用することを想定した場所ではありません。引き続き避難生活が必要な場合は、小・中学校などの避難所に移動し、生活を送ります。 広域避難場所への避難経路などのご意見をいただいたことから、防災部局と共有してまいります。
106		ゴルフ場の北側に沿って市の水路敷があるが、一部区域がフェンスで閉鎖され、樹木が繁茂している。 広域避難場所への避難経路としても有効であることから、しっかりと管理して欲しい。	
107		ゴルフ場と市立浜須賀小学校の間は、不法投棄が散見される。 不法投棄禁止の看板が設置されていることは把握しているが、その対策についても関係部署と連携して考えて欲しい。	環境部局と共有します。
108		ゴルフ場周辺の道路や水路がどこにあるか説明して欲しい。	市立浜須賀小学校とゴルフ場の間にある見た目が道路状の部分、そこから北東部に伸びる部分が水路敷となっています。
109		回覧板に「当該地（茅ヶ崎市菱沼海岸、白浜町、浜須賀）」と記載してのはなぜか。 ゴルフ場に隣接する東海岸南なども、次期利活用にあたっては関与すると思う。	「茅ヶ崎ゴルフ場区域」のエリアが分かりやすいように、ゴルフ場の所在地を記載しています。